

# 佐倉市基本図

IX-LE 19 - 4

平成 22 年 10 月 1 日指定 G-7

19-2 (F-7)

IX-LE19-4

09-4 (2-5)	09-3 (2-6)	09-2 (2-7)	09-1 (2-8)	08-4 (1-5)	08-3 (1-6)	08-2 (1-7)	08-1 (1-8)
18-2 (F-5)	18-1 (F-6)	18-1 (F-7)	18-1 (F-8)	18-2 (F-5)	18-2 (F-6)	18-2 (F-7)	18-2 (F-8)
18-4 (G-5)	18-3 (G-6)	18-3 (G-7)	18-3 (G-8)	18-4 (G-5)	18-4 (G-6)	18-4 (G-7)	18-4 (G-8)
28-2 (H-5)	28-1 (H-6)	28-1 (H-7)	28-1 (H-8)	28-2 (H-5)	28-2 (H-6)	28-2 (H-7)	28-2 (H-8)
28-4 (I-5)	28-3 (I-6)	28-3 (I-7)	28-3 (I-8)	28-4 (I-5)	28-4 (I-6)	28-4 (I-7)	28-4 (I-8)

## 記号

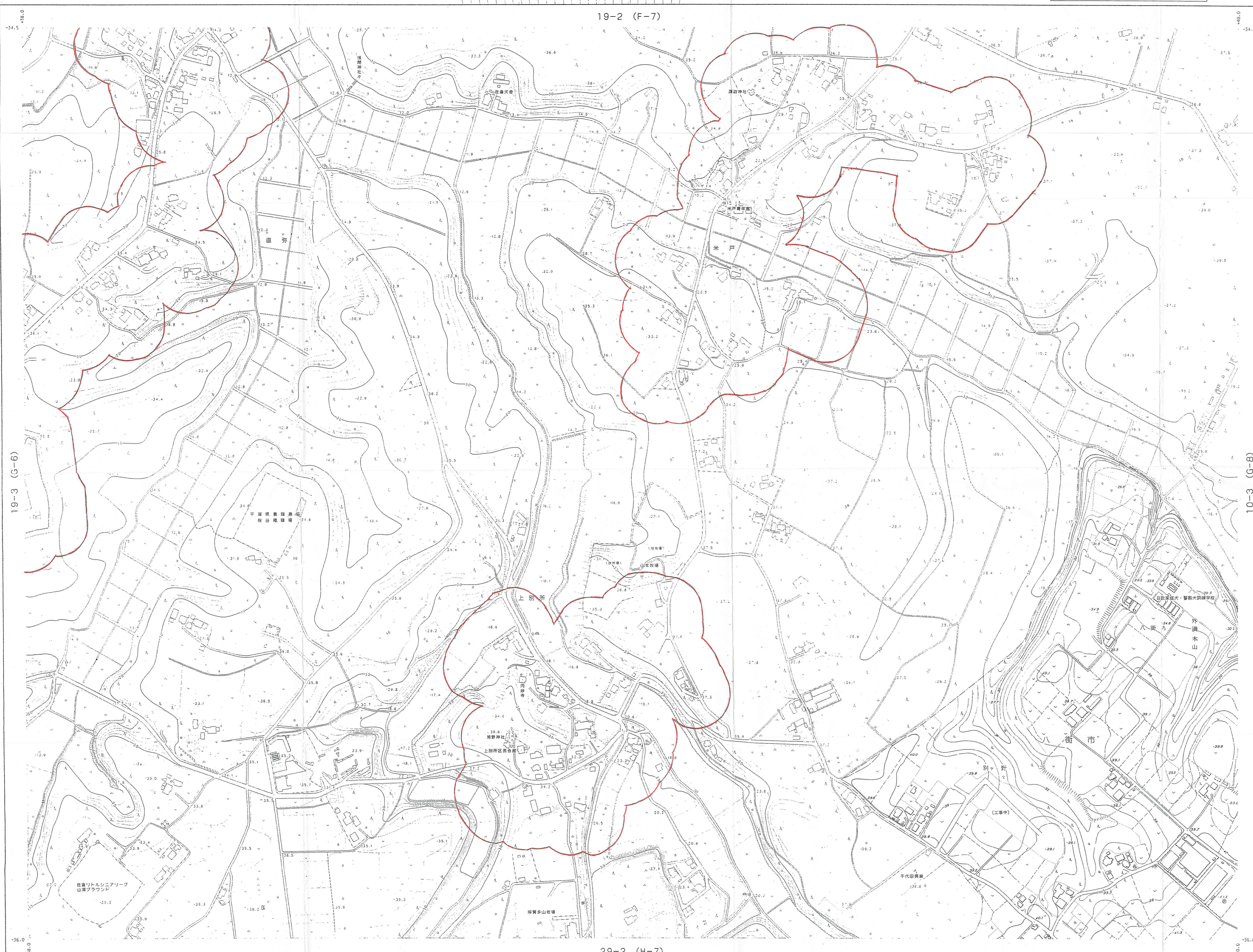
■	境界線	37.0	境界線
□	境界線	25.62	境界線
○	境界線	42.3	境界線
△	境界線	22.0	境界線
◇	境界線	25.4	境界線
▽	境界線	25.73	境界線
◇	境界線	12.2	境界線
▽	境界線	15.5	境界線

○	市庁舎	○	市立図書館
○	市立公民館	○	市立体育館
○	市立児童館	○	市立青少年センター
○	市立生涯学習センター	○	市立市民会館
○	市立生涯学習センター	○	市立市民会館
○	市立生涯学習センター	○	市立市民会館
○	市立生涯学習センター	○	市立市民会館
○	市立生涯学習センター	○	市立市民会館
○	市立生涯学習センター	○	市立市民会館
○	市立生涯学習センター	○	市立市民会館

—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線

—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線

境界線は平成11年国土交通省告示第5号の規定による測成境界線  
境界線は測成境界線  
境界線は測成境界線  
境界線は測成境界線  
境界線は測成境界線  
境界線は測成境界線  
境界線は測成境界線  
境界線は測成境界線  
境界線は測成境界線  
境界線は測成境界線



29-2 (H-7)

1:2,500

計画機関名 佐倉市  
作業機関名 東武計画株式会社

IX-LE19-4

昭和55年度測量  
昭和61年度修正  
平成4年度修正  
平成8年度修正  
平成19年度修正

1. (1)平成18年11月撮影空中写真  
平成19年1月現地調査  
(2)平成18年作成の八街市地形図1:2500を編集

「この測量成果は、建設省国土情報院長の承認及び助成を受けて、建設省の測量網及び測量成果を使用し得たものである。  
(承認番号)平3 関公 第01号」  
「この測量成果は、建設省国土情報院長の承認を受けて建設省の測量成果を使用し得たものである。  
(承認番号)平3 関公 第03号」  
「この測量成果は、国土情報院長の承認及び助成を受けて建設省の測量成果を使用し得たものである。  
(承認番号)平13 関公 第102号」  
「この測量成果は、国土情報院長の助成を受けて得たものである。  
(助成番号)平18 関公 第179号」